

平成25年度  
一般会計、各特別会計及び水道・病院事業会計

第3回定例会

9月9日  
～9月26日

# 歳入歳出決算を認定

深川市議会は、平成二十六年第二回定例会を、九月九日から二十六日までの十八日間開催しました。

今議会では、深川市税条例の一部改正など条例等十四件、補正予算一件、決算認定十一件、意見案九件及び陳情三件などの審議を行いました。

また九日から三日間にわたって一般質問を行い、九人の議員が市政の各般にわたって市長の見解をたきました。

## 可決した条例等

◎北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について（原案可決）

本市が加盟している北海道市町村職員退職手当組合において、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加盟することから、規約の一部を変更するものです。

◎深川市税条例の一部を改正する条例について（原案可決）

本年三月に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものです。主な改正内容は、地方法人課税の偏在を是正するため地方法人税が創設されたことに伴い、法人住民税法人税割の税率のうち二・六％分が国税化され、標準税率が九・七％、制限税率が十二・一％に改正されるもので、本市の税率は、これまで制限税率

を用いて課税していることから、今後もし引き続き、制限税率を採用することとし、現行税率の十四・七％を十二・一％に改めるものです。

◎深川市福祉事務所設置条例及び深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の改正に伴い、本年十月から現行の母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されることから、深川市福祉事務所設置条例及び深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の規定において引用している法律名を改正するものです。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に、新たに配偶者のない男子に関する定義が加えられ

たことから、深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例に規定するひとり親家庭等の父に関する定義を改めるものです。

◎深川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

◎深川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について（以上三件、原案可決）

子ども・子育て支援法及び関係法律の規定に基づき、平成二十七年四月から本格的に開始される予定の子ども・子育て支援制度において、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が市の実施する事業とされており、それらの運営等に必要な各種基準を、根拠法と

なる関係各法に基づき、国が府省令で定めた各自治体が従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえて、市が条例で定めるものです。

深川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市が給付対象としての確認を行うこととなる特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業を行う者が、事業を提供するに当たり従うべき運営基準を、国が示した基準に準じて条例で定めるものです。

深川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる関係法律の關係整備法により改正された児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の認可基準を、国が示した基準に準じて条例で定めるものです。なお、保育所型事業所内保育事業の設備基準における乳児室またはほふく室の一人当たりの

面積については、保育の質の充実を図る観点から、国の基準では一・六五平方メートル以上とあるのを三・二三平方メートル以上に引き上げるものです。

深川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、関係法律の関係整備法により改正された児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者が遵守すべき設備及び運営に関する基準を、国が示した基準に準じて条例で定めるものです。

◎深川市営住宅条例の一部を改正する条例について

(原案可決)

公営住宅ストック総合活用計画に基づき進めている稲穂団地の建てかえ事業として、同団地の一部、二棟九戸を用途廃止するとともに、耐火構造二階建て一棟、一LDK一戸、二LDK四戸、三LDK三戸、合計八戸を供用開始するため、条例中の別表第一を改めるものです。

可決した補正予算

◎平成二十六年深川市一般会計補正予算(第三号)  
(原案可決)

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付した平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率が下表のとおり報告されました。

◆健全化判断比率

(単位：%)

| 名称       | 深川市の健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|-------------|---------|
| 実質赤字比率   | 赤字額なし       | 13.35   |
| 連結実質赤字比率 | 0.35        | 18.35   |
| 実質公債費比率  | 16.0        | 25.0    |
| 将来負担比率   | 150.1       | 350.0   |

※健全化判断比率が早期健全化基準を上回ると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、自主的に財政の早期健全化に向けた取り組みを行わなければなりません。

◆資金不足比率

(単位：%)

| 公営企業会計の名称    | 深川市の資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|------------|---------|
| 水道事業会計       | 資金不足額なし    | 20      |
| 病院事業会計       | 18.5       | 20      |
| 農業集落排水事業特別会計 | 資金不足額なし    | 20      |
| 地方卸売市場特別会計   | 資金不足額なし    | 20      |
| 下水道事業特別会計    | 資金不足額なし    | 20      |

※資金不足比率が経営健全化基準を上回った公営企業会計は経営健全化計画を策定し、公営企業の健全化に取り組まなければなりません。

市立病院経営健全化計画の完了について

病院事業会計では、資金不足比率を基準以下とするため、平成21年度から27年度までの7年間を期間とする経営健全化計画を策定し健全化に取り組んできましたが、計画の着実な実施などにより、25年度決算に基づく資金不足比率が18.5%となり、経営健全化基準の20%を下回ったことから、当初予定よりも2年前倒しで本計画を完了するものです。

深川市功労者の提案に同意

市功労者表彰条例に基づき、市勢の発展と市民生活の向上に特に功労のあった方を表彰し、市民の市勢振興に対する意識の高揚を図っています。

本年度は、公益功労者9人を表彰することの提案があり、議会は全会一致でこれに同意しました。

●公益功労者

- ・山崎 兼雄さん（文光町）
- ・小池 正泰さん（多度志南）
- ・佐藤 俊寛さん（1条）
- ・橋本 善治さん（納内町）
- ・廣野 勝利さん（6条）
- ・高澤まさ子さん（音江町）
- ・児島 俊一さん（2条）
- ・惣領 澄江さん（緑町）
- ・原 敏夫さん（音江町）